

一般名処方について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、ジェネリック医薬品を使用しても調剤が出来ます。

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。

このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

一般名処方で記載された処方せんを受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、薬剤師と相談して、患者さん自身を選ぶことができますが、医療上の必要性があると認められない場合等に、患者様の希望により長期収載品（ジェネリック医薬品のある先発品等）を調剤等した場合は、選定療養として薬剤料の一部負担金が別途必要になります。

